

福 岡 市 屋 外 広 告 業
是 正 指 導 要 綱

令和3年2月

福岡市

住宅都市局 地域まちづくり推進部 都市景観室

福岡市屋外広告業是正指導要綱

第1章 趣旨

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市屋外広告物条例（昭和47年条例第60号。以下「条例」という。）第38条第1項の規定による処分基準を定めるとともに、屋外広告業に係る違反に対する是正指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 別表第1または別表第2に掲げる事由に該当する行為をいう。
- (2) 無登録業者 条例第25条第1項又は第3項の規定に基づく登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (3) 登録の取消し 条例第38条第1項の規定により、屋外広告業の登録を取消すことをいう。
- (4) 営業停止の命令 条例第38条第1項の規定により、屋外広告業者に対して期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。
- (5) 処分 登録の取消し又は営業停止の命令をいう。

第2章 是正指導

(調査)

第3条 是正指導事務を担当する職員は、違反行為をしている疑いのある屋外広告業者を発見したとき、又はこれらに関する市民等からの通報を受けたときは、必要な調査を行い、違反行為の事実や相手方の確認を行う。

2 調査の結果、違反行為をしていると認められるときは、違反広告業是正指導記録簿（様式第1号）を作成する。

(是正指導)

第4条 屋外広告業者については、次のとおり是正指導を行うものとする。

(1) 注意

屋外広告業者が福岡市内において違反行為を行った場合は、口頭により注意を行うとともに必要に応じて、注意文（様式第2号）を送付する。

(2) 指導

前号の注意に従わない場合は、指導文（様式第3号）を送付する。なお、特段の理由により期限までに是正が困難な場合は確約書（様式第4号）の提出を求める。

(3) 勧告

前号の指導に従わない場合、もしくは確約書の期限までに違反行為が是正されない場合は、勧告書（様式第5号）を送付する。

(4) 処分

前号の勧告に従わない場合は、登録の取消し又は営業停止の命令を行う。

2 違反広告物を表示又は設置した屋外広告業者に対しては、屋外広告業の処分と合わせて別途定める「福岡市違反広告物是正指導要綱」に沿った指導を行う。

第5条 無登録業者については、次のとおり是正指導を行うものとする。

(1) 指導

無登録業者が福岡市内において屋外広告業を営んだ場合は、口頭及び指導文（様式第3号の2）の送付により、屋外広告業の登録を受けるよう指導を行う。

(2) 勧告

前号の指導に従わず、その後も登録を受けずに福岡市内で屋外広告業を営んだ場合は、勧告書（様式5号の2）を送付する。

(3) 告発

勧告書を送付した日から2ヶ月を経過しても登録を受けずに屋外広告業を営んでいる場合は刑事告発を行う。

第3章 処分基準

(登録の取消し)

第6条 市長は、屋外広告業者が別表第1に掲げる事由に該当することとなった場合は、その登録を取消す。

2 登録の取消し以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令)

第7条 市長は、屋外広告業者が別表第2に掲げる事由（以下「処分事由」という。）に該当することとなった場合は、処分事由の区分に応じ、同表に掲げる営業停止期間その営業の全部又は一部

の停止を命じる。

- 2 前項の場合において、屋外広告業者が複数の処分事由に該当するときの営業停止の期間は、複数の処分事由に応じた営業停止期間のうち、最も長い期間とする。
- 3 営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止期間の加算又は減算)

第8条 市長は、屋外広告業者に対し営業停止の命令を行おうとする場合において、屋外広告業者が別表第3に掲げる事由に該当するときは、事由の区分に応じて、同表に掲げる期間を前条の営業停止期間に加算し、又は減算する。なお、加算後の営業停止期間が180日を超える場合は、180日とする。

第4章 処分の手続き

(処分の手続)

第9条 処分に係る手続きは、福岡市行政手続条例（以下「手続条例」という。）及び福岡市行政手続条例施行規則、福岡市聴聞の手続に関する規則の規定による。

2 手続条例第13条第1項の規定に基づく意見陳述のための手続きは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 登録の取消し 聴聞
- (2) 営業停止の命令 弁明の機会の付与

(聴聞)

第10条 市長は聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期間の2週間前までに、手続条例第15条第1項の規定による通知を行う。

(弁明の機会の付与)

第11条 市長は、弁明の機会の付与を行うに当たっては、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の2週間前までに、手続条例第28条の規定による通知を行うものとする。

(処分の通知)

第12条 市長は、処分を行うことを決定したときは、速やかに、その旨を文書により処分の名宛

人に通知するものとする。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる処分区分に応じ、当該各号に掲げる文書により行うものとする。

- (1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消通知書（様式第6号）
- (2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令書（様式第7号）

（監督処分簿への登載）

第13条 前条の処分をしたときは、条例第39条第2項の規定により、屋外広告業者監督処分簿（様式第8号）に当該措置の年月日及び内容その他必要な事項を登載するものとする。

第5章 雑則

（公表）

第14条 市長は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、条例第43条の2の規定により、その旨及びその内容を公表する。

2 前項の公表は、福岡市屋外広告物条例施行規則（昭和47年福岡市規則第113号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき行う。

3 市長は、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、屋外広告業者が施工した屋外広告物等の表示者に対し、その旨を通知する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (登録の取消事由)

1	不正の手段により第 25 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
2	条例第 28 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 9 号までのいずれかに該当することとなつたとき
3	条例第 38 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

別表第 2

事由	営業停止期間	罰則
1 条例第 29 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	90日	100万円以下の罰金
2 条例又はこれに基づく処分に違反したとき		
(1) 条例第 16 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者	180日	100万円以下の罰金
(2) 条例第 3 条、第 4 条又は第 5 条第 1 項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者	90日	
(3) 条例第 11 条第 1 項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者		
(4) 条例第 14 条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者		
(5) 条例第 22 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	60日	
(6) 条例第 40 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
(7) 条例第 35 条に規定する標識を掲げない者	30日	過料5万円
(8) 条例第 36 条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者		

別表第 3

	事由	期間
加重	(1) 過去 5 年間、違反行為を繰り返す等、特に悪質であると判断される場合 (2) 相当数の違反広告物を掲出している場合 (3) 過去 5 年間にこの条例に基づく処分歴がある場合	30 日
軽減	(1) 当事者自らの責めに帰すことができない場合等やむを得ない事情がある場合 (2) 当事者の過失が軽微であり、又は情状を酌むべき場合	30~90 日

違反広告業是正指導記録簿

				管理番号		
相手方	登録番号			当初登録日		
	有効期間			～		
	名称				担当者	
	住所					
	電話番号					
	営業所 ①	名称				
		住所				
		業務主任者				資格
		電話番号				
	営業所 ②	名称				
		住所				
		業務主任者				資格
電話番号						
違反内容						
違反広告物との連携	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし				
違反根拠	福岡市屋外広告物条例第 条第 項第 号					
指導経過	違反の事実 確認年月日		是正指導 開始年月日			
	送付文書	年月日	履行期限	備考		
	口頭指導					
	注意文書					
	指導文書					
	勧告書					
	弁明の機会の付与通知書					
	公表予告通知書					
	営業停止命令書					
	聴聞通知書					
	公表予定通知書					
	登録取消通知書					
	勧告書					
広告主への通知						
確約書の提出	<input type="checkbox"/> 有	是正完了期限: 年 月 日				
指導結果	是正完了年月日	是 正 内 容				
備考						

様
【登録番号】

福岡市住宅都市局都市景観室長

屋外広告業に関する是正について（注意）

貴社（あなた）は下記のとおり、福岡市屋外広告物条例に違反する行為を行った疑いがあります。つきましては、速やかに違反行為の是正を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記事実に誤りがある場合は、 年 月 日までに連絡をお願いします。

記

1 違反行為となる疑いがある事項

- (1) 内容
- (2) 条項

2 是正するための手続

3 同封資料

(問い合わせ先)
福岡市住宅都市局都市景観室
福岡市中央区天神 1-8-1
TEL 092-711-4395
FAX 092-733-5590

様
【登録番号】

福岡市住宅都市局都市景観室長

屋外広告業に関する是正について（指導）

貴社（あなた）は福岡市屋外広告物条例に違反する行為を行ったと認められます。

下記期限までに、違反行為の是正を行ってください。

なお、特段の理由により、下記期限までに、是正が困難な場合は、同期限までに確約書を提出してください。

記

1 違反行為

(1) 内容

(2) 条項

(3) その他

当該違反行為は、福岡市屋外広告物条例第 38 条第 1 項の規定により登録の取消し又は営業停止の処分の対象となるため、是正されない場合には、当該処分、氏名等の公表、及び罰則の適用を受けることがあります。

2 是正期限

年 月 日

3 是正指示事項

4 同封資料

・ 確約書

(問い合わせ先)

福岡市住宅都市局都市景観室

福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4395

FAX 092-733-5590

様

福岡市住宅都市局都市景観室長

屋外広告業の登録について（指導）

本市では、良好な都市景観の形成や市民の安全確保等のため、屋外広告物条例を定めており、福岡市内で屋外広告業を営む場合は市長の登録が必要となっています。

貴社（あなた）は、下記のとおり、本市の登録を受けずに屋外広告業を営んでいる疑いがあります。つきましては、速やかに屋外広告業の登録の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記の事実に誤りがある場合は、 年 月 日までに連絡をお願いします。

記

1 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

- | | |
|----------|----------|
| (1) 広告物等 | 表示又は設置場所 |
| | 表示内容 |
| | 広告物の種別 |
| (2) 広告主 | 住所 |
| | 氏名(名称) |

2 同封資料

〈参考〉申請時に必要な書類等

- ・様式第9号 屋外広告業登録申請書
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人の場合、住民票
- ・様式第10号 誓約書
- ・様式第11号 略歴書
- ・業務主任者の資格を証する書面
- ・業務主任者が在籍することを証する書面 ※個人の場合、不要
- ・福岡市収入証紙 10,000円

※手続きに必要な申請書等の様式は、福岡市都市景観室ホームページからダウンロードできます。

(問い合わせ先)

福岡市住宅都市局都市景観室

福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4395

FAX 092-733-5590

(あて先)
福岡市長

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地並びに商号又は名称及び代表者の氏名)

確約書

下記のとおり、福岡市屋外広告物条例に違反する行為をしたことを認め、 年
月 日までに是正することを確約します。

記

- 1 違反行為
- 2 是正内容
- 3 市指定の期日までに是正が困難な理由

様
【登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇】

福岡市住宅都市局都市景観室長

屋外広告業に関する是正について（勧告）

年 月 日付都景第 号「屋外広告業に関する是正について（指導）」において違反行為の是正を行うよう指導しておりましたが、期限を過ぎたにもかかわらず、未だに是正が行われていません。

下記期限までに、是正を行うよう勧告します。

なお、当該違反行為は、福岡市屋外広告物条例第 38 条第 1 項の規定により登録の取消し又は営業停止の処分の対象となるため、是正されない場合には、当該処分、氏名等の公表、及び罰則の適用を受けることがあります。

記

- 1 違反行為
 - (1) 内容
 - (2) 条項

- 2 是正期限
年 月 日

- 3 是正指示事項

- 4 同封資料

(問い合わせ先)
福岡市住宅都市局都市景観室
福岡市中央区天神 1-8-1
TEL 092-711-4395
FAX 092-733-5590

様

福岡市住宅都市局都市景観室長

屋外広告業の登録について（勧告）

年 月 日付都景第 号「屋外広告業の登録について（指導）」において屋外広告業の登録を行うよう指導していましたが、いまだに登録を受けられていません。

下記期限までに、屋外広告業の登録申請を行うよう勧告します。

なお、当該登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、福岡市屋外広告物条例第 25 条第 1 項に違反し、同条例第 46 条第 1 項の規定により罰則の対象となるため、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

記

1 期限

年 月 日まで

(問い合わせ先)

福岡市住宅都市局都市景観室

福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4395

FAX 092-733-5590

様
【登録番号 号】

福岡市長
(住宅都市局都市景観室)

屋外広告業登録取消通知書

福岡市屋外広告物条例（以下、「条例」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり屋外広告業の登録を取り消します。

記

- 取消年月日
年 月 日
- 処分の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は、福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様
【登録番号 号】

福岡市長
(住宅都市局都市景観室)

屋外広告業営業停止命令書

福岡市屋外広告物条例（以下、「条例」という。）第38条第1項の規定により、下記のとおり屋外広告業の停止を命令します。

記

1 停止を命じる事項

2 営業停止の期間

年 月 日から 年 月 日

3 処分の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は、福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

屋外広告業者指導・監督処分簿

屋外広告業者に関する事項	登録番号	第 号
	ふりがな	
	商号及び氏名 <small>※法人にあつてはその名称及び代表者の氏名</small>	
	住 所 <small>※法人にあつてはその主たる事務所の所在地</small>	
	福岡市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	
	登録有効期限 (当初登録日)	年 月 日～ 年 月 日 (年 月 日)
指導処分にに関する事項	処分の原因となつた屋外広告業者の行為等	
	指導・処分の内容	
	処分年月日	
	処分通知年月日	
	通知方法	
	処分の根拠となる条例等の条項	
	罰則等の適用状況	
	その他参考となる事項	
そ の 他		